

八王子市緑のまちづくり支援事業実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日 施行

（目的）

第 1 条 この要綱は、地域の景観の向上やうるおい豊かな街並みの形成のため、市内において緑化活動を行う団体に対し、当該土地を緑化する用品の支給を行うことにより、花とみどりに満ちた美しいまちづくりに資することを目的とする。

（支給対象団体）

第 2 条 緑化用品の支給の対象となる団体（以下「緑化協力団体」という。）は、次の各号に掲げる 3 人以上の団体とする。

- (1) 近隣 3 世帯以上で組織されたグループ
 - (2) 町会・老人会等の市民団体
 - (3) その他市長が適当であると認めた団体
- 2 前項各号に掲げる団体のうち、高校生以下の者が組織した団体の場合、高校生以下 5 名ごとに成人 1 名以上の指導者等を要するものとする。
- 3 第 1 項の団体のうち、次の各号に掲げる団体は対象外とする。
- (1) 八王子市暴力団排除条例第 2 条に規定するもの
 - (2) 営利を目的とした団体

（支給を受けられる団体の数）

第 3 条 年間に支給を受けられる団体の数は、毎年度の予算の範囲内において当該年度に市長が定めるものとする。

（緑化用品）

第 4 条 支給する緑化用品は、毎年度の予算の範囲内において当該年度に市長が定めるものとする。

（対象となる場所）

第 5 条 次に掲げる場所で、公道の接道部又は不特定多数の市民等が眺めることができる部分とする。

- (1) 個人住宅で近隣 3 戸以上のそれぞれの敷地
 - (2) 集合住宅等の敷地
 - (3) 事業所又は工場等の施設の敷地
 - (4) その他市長が認める場所
- 2 緑化協力団体は、あらかじめ当該土地の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

(緑化用品の支給方法等)

第6条 緑化協力団体が支給を受けようとするときは、申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。また、申込書には当該年度「緑のまちづくり支援事業」に参加する者の名簿を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込があったときは、別表1に定める基準により書類審査及び必要に応じて現地における実態調査による審査を行う。その選考結果は、選考結果通知書(第2号様式若しくは第3号様式)により支給を受けようとする緑化協力団体へ通知する。

3 支給する緑化用品は、支給を決定した当該緑化協力団体と協議等を行い、決定通知書(第4号様式)により通知すると共に、支給するものとする。ただし、支給時期及び支給場所は緑化協力団体と調整の上、市長が指定することとする。なお、緑化用品の支給基準は別表2に定める。

(実績報告)

第7条 支給を受けた緑化協力団体は、支援事業が完了したときは、速やかに実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。また、実績報告書には、支給した緑化用品が確認できる写真並びに緑化活動前、活動中及び活動後のそれぞれの様子が確認できる写真を添付しなければならない。

(緑化協力団体の義務)

第8条 支給を受けた緑化協力団体は、積極的な緑化と適正な維持管理に努めなければならない。

(市の助言)

第9条 市は、支給を受けた緑化協力団体に対して、この要綱による市民緑化に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(緑化用品の返還)

第10条 市長は、支給を受けた緑化協力団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給の決定を取り消し、既に支援をした緑化用品の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支給を受けたとき。
- (2) 支給を受けた団体が前条の責務を履行しないとき。
- (3) 暴力団の利益となる利用であったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定める事項のほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

決定の基準

- 1 土地の形態 多くの人の目に触れやすく、また私有地を優先する。
- 2 過去の受給経験 機会均等のため、受給経験の少ない団体を優先する。
- 3 みどりの現状 現在みどりが少なく、緑化されることにより周辺の居住環境等の向上が期待できる場所を優先する。
- 4 生育環境 日照・生育環境が確保され、また良好な維持管理が期待できる場所を優先する。
- 5 同一団体若しくは同一場所においては 2 回連続して支給を受けることはできない。ただし、申込のあった緑化協力団体の数が第 3 条に定める数を下回った場合は、この限りではない。

別表 2（第 6 条関係）

緑化用品の支給基準

- 1 各年度の緑化用品の支給はポイント制により行うものとする。
- 2 各緑化用品のポイントは、当該年度に市長が定める。
- 3 緑化協力団体は年 1 回、当該年度に市長が定めるポイントまで緑化用品の支給を受けることができる。